

農業委員会からのお知らせ



【農地の売買・貸し借り・贈与等には（3条）の許可が必要です】

農地または採草放牧地の所有権、賃借権、その他の使用貸借及び贈与などを行う場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。詳細は農業委員会に事前にご連絡ください。



【農地転用には（4条・5条）の許可が必要です】

（4条）とは、農地の所有者が自らその農地を転用する場合です。

（5条）とは、農地の所有者から宅地等への転用目的で買ったり、借りたりする場合です。



農地転用とは何のこと？



田や畑の農地を住宅や事務所・駐車場・資財置場、山林（杉の植林等）など農地以外の用途に転換することをいいます。工事などで一時的に農地を資財置場等として使用する時も農地転用が必要になります。



許可を受けるには？



農地の転用の許可を受けるには、農業農用地区域（農振地域）から除外及び農業委員会への申請が必要になります。



許可なく転用したら？



無断で転用した場合には、農地法違反となり、工事の中止や現状回復などを命ぜられることがあります。これに従わない場合には、罰則として3年以下の懲役または、3百万円以下の罰金が科せられる場合があります。（農地法第九十二条）



【農業委員会の許可を受けたら】

贈与・売買等の許可を得ただけで、移転登記をしないと自己の所有にはなりません。許可を受けたまま登記等をしないで放置しておく、後々トラブルの原因にもなります。自己の権利を守るためにも、早めに所有権移転登記を行うようにしましょう。

お問い合わせ…飯館村農業委員会 (☎ 42-1629)